

広島県告示第六百九十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年九月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地	
		所 在	面積（㎡）
広島県果実農業協同組合連合会	竹原市	三原市鷺浦町須波二〇九番一 ほか一〇筆	一一、七二五
株式会社クリーンカルチャー	安芸高田市	安芸高田市吉田町上入江字久保一四六番一ほか八筆	二五、六九五
株式会社恵	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字賀茂字野阪七一番四ほか三二筆	三五、一三五

二 認可年月日

令和四年九月七日